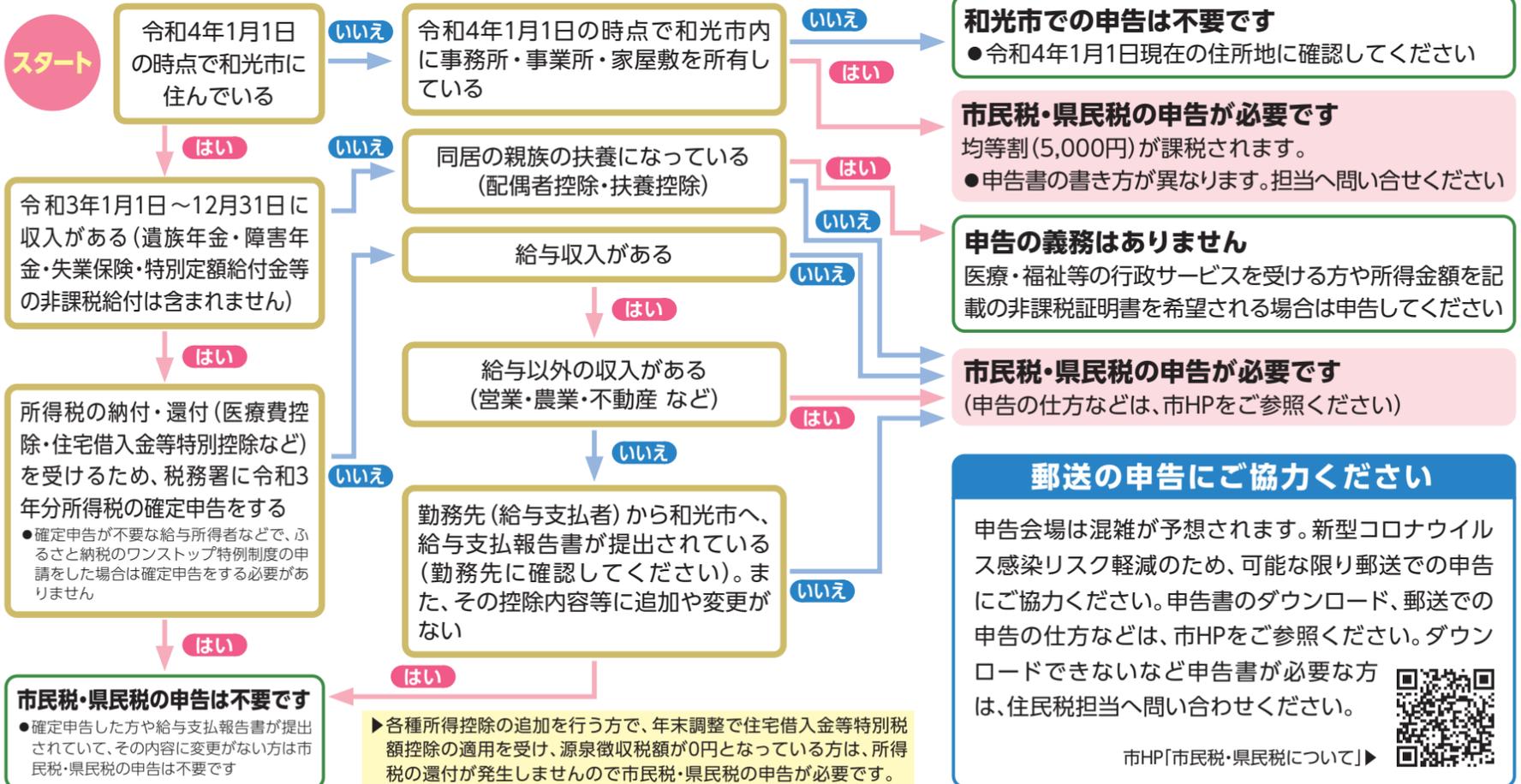


市民税・県民税 申告受付 3月1日(火)～15日(火) 時間 平日9:00～16:00 場所 市役所5階502会議室

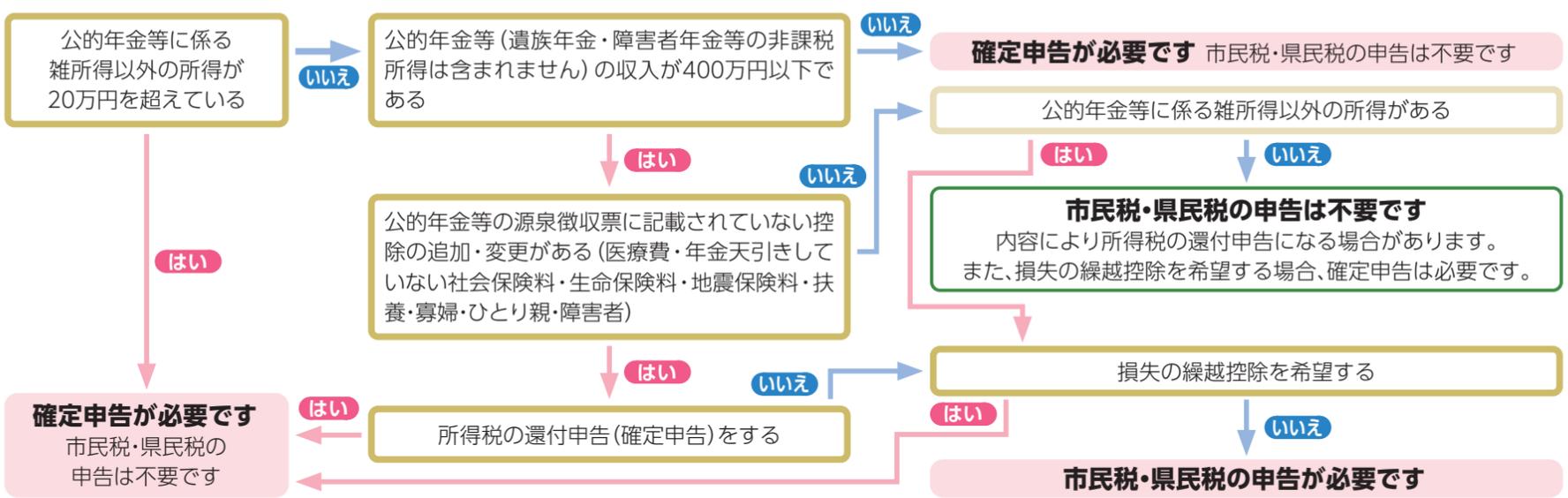
- 新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、ご自身での記入が困難などの理由がある方以外は、可能な限り郵送での申告にご協力ください
- お越しの際は、マスクの着用・検温・消毒・連絡先の記入など、感染症対策へのご協力をお願いします
- 咳・発熱などの症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止になる場合もありますので、あらかじめご了承ください

●市民税・県民税の申告が必要か確認しましょう



年金受給者の確定申告不要制度

公的年金等に係る雑所得を有する方へ
公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告の提出は不要です。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告の提出が控除適用の要件になっている控除を受ける場合は確定申告書の提出が必要です。



令和4年度の主な税制改正

- **住宅ローン控除の特例の控除**
住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例が延長されます。下記の要件の全てに該当する場合は、特例が適用されます。
 - 1 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%
 - 2 令和3年1月1日～令和4年12月31日の間に入居
 - 3 注文住宅の場合、令和2年10月1日～令和3年9月30日に契約分譲住宅等の場合、令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約
 - 4 床面積が50平方メートル以上(所得が1,000万円以下の場合40平方メートル以上)
- **国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置**
子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は、「子育てに係る施設・サービスの使用料に対する助成」です。
- **税務関係書類における押印義務の見直し**
税務署長に提出する国税関係書類(確定申告書など)や、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類(住民税申告書など)は、押印が原則不要となります。ただし、実印・印鑑証明書を求める手続(担保提供関係書類や遺産分割協議書など)を除きます。

その他の詳細につきましては、市HPをご覧ください。

市HP「令和4年度から適用される個人住民税の主な改正点」▶

